

選挙特集

平成25年7月1日発行

選挙管理委員会

☎229-3236 📠229-3338

7月21日(日)は 参議院選挙区・比例代表選出議員選挙の 投票日です

津市での投票日当日の
投票時間は **午前7時 ~ 午後7時**です

7月21日(日)に参議院選挙区・比例代表選出議員選挙が行われます。この選挙は、私たちの代表として明るい社会、住みよい国づくりを託す、よりよい代表を直接選ぶ大切な選挙です。一票の重さを自覚して、自らの意思で、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

次の要件を満たし、津市の選挙人名簿に登録されている人

- 平成5年7月22日以前に生まれた人
- 平成25年4月3日以前に転入届をし、引き続き津市の選挙人名簿に登録されている人
- 津市から転出し、新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない人(選挙日当日または期日前投票当日において転出してから4カ月を経過していないこと)

※今回の選挙から、成年被後見人も上記の要件を満たす場合、投票できるようになりました。

住所が変わった人は

平成25年4月4日以後に津市に転入届を出した人
前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。

平成25年6月14日以後に市内で住所が変わった人
前住所地の投票所で投票してください。

守られる投票の秘密

投票の秘密は、憲法や公職選挙法で固く守られています。誰が誰に投票したかは、投票した本人以外は分かりません。自分の判断で投票しましょう。

投票所入場券

投票所入場券は、選挙人名簿に登録されている人に、世帯ごとに封筒で郵送します。封筒には同一世帯8人までの入場券が入っており、9人以上の世帯は2通になります。投票に出掛けるときは、忘れずにお持ちください。

もし、届かなかったり、なくしたりしたときは、投票所の受付係にその旨を申し出てください。選挙人名簿と対照の上、投票できます。



投票の順序と投票用紙

投票は、①参議院選挙区選出議員選挙②参議院比例代表選出議員選挙の順に行います。

①参議院選挙区選出議員選挙の投票

投票用紙は、薄黄色の用紙に黒色のインク刷りです。この投票用紙には、候補者の個人名を記入してください。

②参議院比例代表選出議員選挙の投票

投票用紙は、白色の用紙に赤色のインク刷りです。この投票用紙には、候補者名簿に記載された候補者の氏名を記入して投票します。ただし、候補者の氏名に代えて候補者名簿を届け出た政党などの名称、略称を記載して投票することができます。